株式会社　絆人

訪問看護ステーション　3rd　Hand

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

１．　事業者（法人）の概要

事業者名称	株式会社　絆人
代表者名	代表取締役　恒松　裕介
所在地 連絡先	熊本県人吉市五日町 71 番地 ０９６６－３２－９９３０

２．　事業所の概要

（１）　事業所名称及び事業所番号

事業所名称	株式会社絆人　訪問看護ステーション３rd Hand
管理者氏名	小林　好美
事業所番号	４３６０３９００９２
所在地 連絡先	熊本県人吉市中青井町３０７番地６ ０９６６－３２－９９３０

（２）　事業所の職員体制

従業者の職種		常勤	非常勤	職務の内容
管　理　者		１名	０名	管理業務及び訪問看護業務
訪問看護員	看護師	４名	０名	管理業務及び訪問看護業務
	准看護師	３名	０名	訪問看護業務
	理学療法士	２名	４名	訪問看護（リハビリ）業務
	作業療法士	５名	０名	訪問看護（リハビリ）業務
	言語聴覚士	０名	１名	訪問看護（リハビリ）業務

（３）　事業の実施地域

事業の実施地域	人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上町・ 球磨村・山江村・相良村・五木村 伊佐市・湧水町・えびの市・小林市・八代市・芦北郡

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（４）営業日及び営業時間

営　業　日	営　業　時　間
月～金	８：３０～１７：３０

サービス提供日	サービス提供時間
月～日（12/31～1/3 休み）	８；００～２２：００

※但し、土日曜・年末年始(１２／３１～１／３)は除く

・医師の指示、又は急変等が生じた場合には、訪問看護を行う場合があります。

・営業時間外においても２４時間いつでも連絡可能な体制をとっております。

３．　サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士等が訪問しリハビリ治療を行います。（理学療法士等の訪問については、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに行う訪問です。）

〈具体例〉①入浴・清拭等の清潔保持　②褥瘡の予防手当て
③機能維持リハビリ　④経管栄養・留置カテーテルの管理
⑤在宅酸素管理・指導　⑥気管切開及び人工呼吸器管理
⑦終末期ケア　⑧療養生活に係る相談・指導　⑨服薬管理
⑩食事・排泄のお世話　⑪医師の指示による医療処置等

４．　サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の提供したサービスに対して、相談や苦情がある場合には、次の窓口までお申しつけください。

① 事業所のお客様の相談・苦情窓口

担当者　小林　好美（管理者）　：携帯番号０９０－３４１９－２４５６
電　話　０９６６－３２－９９３０
ＦＡＸ　０９６６－３２－９９３２
受付日　月曜日から金曜日までの営業日及び営業時間、但し土日曜・年末年始は除く。

② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村福祉課介護係及び熊本県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に連絡することができます。

熊本県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口
ＴＥＬ：０９６－２１４－１１０１
ＦＡＸ：０９６－２１４－１１０５
人吉市役所介護保険係　ＴＥＬ：０９６６－２２－２１１１
ＦＡＸ；０９６６－２４－７８６９

５．　緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変又は事故が発生した場合は、必要に応じ応急手当てを行い、主治医の指示に従い速やかに必要な措置を講じます。又、ご家族・介護支援専門員・市町村等の各関係機関に連絡し、賠償すべき事故の場合は加入保険会社へ連絡します。

≪緊急時連絡先≫

６．　利用料及び費用

A　医療保険対象利用者

それぞれの保険給付の割合に応じて利用料が変わります(利用料の１割から３割が利用者負担額になります)。

訪問時間は概ね３０分から９０分までとなっております。

【基本利用料金】

訪問看護基本療養費	週３日まで　5,550 円／日 週４日以降　6,550 円／日
訪問看護管理療養費	月の初日　7,710 円／日 ２日目以降　3,010 円／日
特別地域訪問看護加算	訪問看護基本療養費等に対して 50％
訪問看護物価対応料　（月の初日） （月の２日目以降）	60 円/日 20 円/日
難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣の定める疾病等※	１日２回訪問　4,500 円／日 １日３回以上の訪問　8,000 円／日
複数名訪問加算（末期の悪性腫瘍等）	4,500 円／週
２４時間対応体制加算	6,800 円／月
訪問看護ベースアップ評価料	1050 円／月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月

その他にも加算される料金があります。詳しくは別紙資料（医療保険料金表）にて説明させて頂きます。

B 介護保険対象利用者

介護保険の適用がある場合は、介護保険給付対象となります。お客様の利用者負担額については契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【利用料金一覧表】

＜看護師が訪問看護を行った場合＞

		20 分未満	30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満
基本料金	介護	３１４円	４７１円	８２３円	１，１２８円
	予防	３０３円	４５１円	７９４円	１，０９０円

＜準看護師が訪問看護を行った場合＞

		20 分未満	30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満
基本料金	介護	２８３円	４２４円	７４１円	１，０１６円
	予防	２７３円	４０６円	７１５円	９８１円

＜理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問を行った場合＞

		20 分未満	40 分未満	60 分未満
基本料金	介護	２９４円	５８８円	７９５円
	予防	２８４円	５６８円	４２９円

※理学療法士等による訪問看護の評価の見直しにより１回の訪問につき８円の減算となります。

※基本料金に対してサービスの提供時間が夜間(午後６時から午後１０時)、早朝(午前６時から午前８時）の場合は１回に付き２５％の加算、深夜（午後１０時から午前６時）の場合は１回に付き５０％の加算となります。

≪その他の加算金額≫

初回加算Ⅰ （当事業所を初めて利用されるお客様に対し、病院、施設等から退院したその日に訪問を行った場合、初回の利用月に限り加算されます）	３５０円
初回加算Ⅱ （当事業所を初めて利用されるお客様に対し、訪問を行った場合、初回の利用月に限り加算されます。）	３００円
退院時共同指導加算 （病院等に入院されていたお客様が退院するに当たり入院されていた病院等と共同して退院指導を行った場合に加算されます）	６００円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合）	30 分未満　２５４円 30 分以上　４０２円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （同時に看護師等と看護補助者が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合）	30 分未満　２０１円 30 分以上　３１７円
緊急時訪問看護加算 （利用者またはその家族に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合）	１月につき ６００円
特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ） （特別な管理を必要とするお客様に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合）	１月につき （Ⅰ）５００円 （Ⅱ）２５０円
ターミナルケア加算 （在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日「末期の悪性腫瘍・厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り 1 日」以上ターミナルケアを行った場合）	２５００円
処遇改善加算	小計　　円×1.8%

・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービにかかる標準的な時間を基準とします。
・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりなすのでご相談ください。
・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は１ヵ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します

７．　介護保険給付対象外サービス（その他利用料）
① 休日及び営業時間外又は延長の訪問については、当事業所で設定した利用料をいただきます。
　　１時間以内・・・２０００円
　　１時間を超えたら３０分毎に１０００円加算
② エンゼルケア(処置料)・・・・・１５０００円

８．　その他の費用
サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話の費用及び利用者が特別に訪問看護師に購入依頼された衛生材料等の費用はお客様の負担となります。

９．利用料等のお支払方法
毎月末締め、翌月２６日（日・祭日の時は翌日）に、ご指定の金融機関口座より振替させていただきます。尚、振替確認後領収証を発行させていただきます。又利用料お支払いについては、原則として口座振替をご利用ください。振替手数料は当事業所が負担させていただきます。

１０．事業所の特色等

（１）事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

（２）運営方針

①訪問看護ステーション３rd Hand(以下、事業所という。)の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

③事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者乙　　住　　所　　熊本県人吉市中青井町３０７番地６

事業者名　　株式会社絆人
訪問看護ステーション３rd Hand

代表者名　　恒松　裕介　　印

説明者　　職　　名

氏　　名　　印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年　　月　　日

利用者甲　　住所

氏名　　印

ご家族(代理人)　　住所

氏名　　印

年　　月　　日